

その他の発達障害

ほか
その他にも、トウレット症候群のようにまばたき・顔しかめ・首振りのよ
うな運動性チック症状や、咳払い・鼻すすり・叫び声のような音声チック
を主症状とするタイプのものも、発達障害の定義には含まれています。

2

様々なタイプを踏まえて

これらのタイプのうちどれにあたるのか、実際には障害の種類を明確に分けて診断することは大変難しいとされています。障害ごとの特徴が、それぞれ少しづつ重なり合っている場合も多いからです。また、年齢や環境により目立つ症状が違ってくるので、診断された時期により、診断名が異なることもあります。
大事なことは、その人がどんなことができて、何が苦手なのか、どんな魅力があるのかといった「那人」に目を向けることです。そして、その人その人に合った支援があれば、だれもが自分らしく、生きていくのです。

3

みなさんにわかってほしいこと

発達障害について、よくみられる誤解をまとめてみました。

1

診断名に対する誤解



軽度発達障害は、
軽い障害である

知的障害を伴う自閉症は、
発達障害には含まれない

広汎性発達障害、学習障害、
注意欠陥多動性障害だけが
発達障害だ

以前は、知的な遅れを伴わない高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などを「知的障害が軽度である」という意味で「軽度発達障害」と称することがありました。しかし、知的な遅れがない人の中にも、その他の部分で重篤な困難さをもっているケースがあります。ですから、「障害そのものが軽度」と誤解される可能性を危惧して、最近では「軽度発達障害」という言葉は、あまり使われなくなっています。(平成19年3月に文部科学省から「軽度発達障害」という表現を、原則として使用しない旨の通達が出されました)

発達障害は、知的な遅れを伴う場合から知的な遅れのない人まで広い範囲を含んでいます。知的障害を伴っていても、自閉症としての理解に基づいた支援が必要である場合も多いことに留意すべきです。また、発達障害者支援法は、「その他の障害」について詳しく障害名をあげていませんが、「トウレット症候群」といった障害も対象に含まれています。

